

【市長定例記者会見資料】
令和 8 年 7 月 2 3 日
都 市 整 備 部
管 理 課 （ 担 当 ： 片 山 ）
直 通 ： 0 7 9 - 5 5 9 - 5 1 1 0

駒ヶ谷運動公園にネーミングライツを導入します

三田市とドーバー酒造株式会社がネーミングライツ協定を締結し、駒ヶ谷運動公園の愛称が「DOVER駒ヶ谷運動公園」に決定しました。

1 駒ヶ谷運動公園ネーミングライツ概要

- | | |
|----------------|--|
| (1)愛称 | DOVER駒ヶ谷運動公園
DOVER駒ヶ谷体育館 |
| (2)導入の目的 | : 市内のスポーツ振興を図るとともに、愛称を通じて市民がスポーツに親しみ、健康づくりや活動への参加意欲を高めることを目的。 |
| (3)パートナー企業 | : ドーバー酒造株式会社（代表取締役会長：和田 泰治）
三田市テクノパーク 1 番地 2 |
| (4)協定の概要（使用期間） | : 令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
(約 3 年間) |
| (5)ネーミングライツ料 | : 年間 120 万円（税抜）。(令和 8 年度は 80 万円) |
| (6)主な特典 | : 看板等の掲出のほか、更新時の優先交渉権、施設利用料の免除（2 回分）、神姫バス・バス停への愛称設定権（副名称）などを付与 |